

令和7年度 グラウンド使用に関するきまり

東京都立八王子拓真高等学校

- 1 グラウンドの管理は、管理指導員の責任で行ってください。管理指導員は、施設利用後、管理指導日誌を記入し（鉛筆不可）、施設開放専用ポストへ入れてください。
- 2 正門から、団体ごとにまとめて出入りをしてください。開放時間途中における個人単位の出入りは、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。登録団体構成員名簿にて事前に登録していない方は、校内には入れません。
- 3 登録団体以外のチームと試合をすることは一切認められません。
- 4 使用時間は、準備から後片付けまでの時間を含みます。また、開始時間にいらっしゃらない場合は部活動等で使用する場合があります。
- 5 自動車での来校は禁止します。
- 6 学校付近に路上駐車を絶対にしないでください。近隣のコインパーキングをご利用ください。
- 7 自転車は駐車場脇に並べてください。
- 8 グラウンド以外の場所に立ち入らないでください。敷地内の立ち入りについての詳細は校舎配置図に従ってください。
- 9 更衣室はありませんので、自宅で済ませてきてください。
- 10 活動中に学校の施設・設備を破損した場合は、全額弁償していただきます。直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員は学校に報告してください。
- 11 使用者の事故については、その団体の責任において処置をしてください。
- 12 使用者の傷害保険等の加入についてはご確認ください。
- 13 校内での営業行為並びに業者の立ち入りは禁止します。
- 14 トイレは、テニスコート、グラウンド脇の屋外トイレをご利用ください。
- 15 学校の電話を、呼び出し・連絡等に使用することはできません。
- 16 終了後は必ず清掃をして整地し、学校教育に支障のないよう原状回復をしてください。
- 17 校内は、禁煙です。また、ごみ、空き缶等は全て持ち帰ってください。
- 18 天候不順や都合により、指定日に施設を利用しなかった場合は、後日必ず学校に連絡してください。
- 19 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の指示に従っていただくください。
- 20 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、団体の登録を取り消します。